

社 会 保 険

劳 務

士 試 験

2018年
プレミアム答練

第 4 回

一般常識

平均点

回数	科目	選択式	択一式
第 4 回	一般常識	13.4 点	4.9 点

辰巳法律研究所

Tokyo・Yokohama・Nagoya・Kyoto・Osaka・Fukuoka・Okayama

択一式 総評

本試験択一式では今回の答練と同じように、労働に関する一般常識から5問、社会保険に関する一般常識から5問の計10問が出題される。他の科目に比べ、学習が後手に回りやすいため、直前期は意識して学習する時間を設ける必要があるだろう。今回の答練の平均点は約5点とまずまずの結果であった。昨年、今年の法改正の内容を多く出題しているため、まだ一般常識まで学習が進んでいない人にとっては難しかったかもしれない。自分の得点にショックを受けている人もいるかもしれないが、現在の点数の良し悪しに一喜一憂せず、出題箇所の周辺知識を含めて復習してほしい。

個別に見ていくと、問1は労働者派遣法からの出題であり、正答率は5割となった。やや難易度が高い問題かもしれないが、正解肢であるEの内容は正確に理解しておいてほしい。解説やテキストを読んで、確実に復習しておくこと。

問2は、いろいろな法令の主に改正点についての問題であったが、正答率は7割を超えた。正解肢であるCの内容が分かりやすかったから正解した人もいたと思われるが、他の選択肢の「誤り」と判断した部分は正しかったであろうか。答練は正解したかどうかよりも正しい理解ができているかをチェックする必要がある。解説に目を通し、自分の正誤判断が正しかったかを確認しておこう。

問3もいろいろな法令から組み合わせ問題の形式で出題された。正答率は5割台に留まり、もう一步正答率が伸びなかった。肢別解答率をみると、イとエで迷った人が多かったことがうかがえるが、エの数值は正解に覚えておきたい。一般常識の各法令のあらゆる数值を覚えることは不可能であるが、答練で出題されている内容については、これを機に覚えておこう。

問4も複数の法令からの出題であり、正答率は3割を下回った。ほぼ半数の人がAを選んで間違えているが、Aのどこを誤りと判断しただろうか。やや難易度が高い問題であるが、テキストに目を通し、ていねいに復習しておくこと。

問5は、職業安定法と育児介護休業法からの出題であり、正答率は約6割となった。職業安定法も育児介護休業法も改正があった法令なので、例年以上に丁寧に学習しておいてほしい。一般常識は試験範囲が広範囲にわたるため、すべてを深く学習することは難しく、細かい論点が出題された場合はいわゆる救済措置が取れることもあるが、法改正があった条文やその周辺の内容については正答率が下がりにくく、間違えると差がついてしまう。改正点を中心に学習を進め、差をつけられないようにすることが重要である。

問6から問10は社会保険に関する一般常識からの出題となる。問6は国民健康保険法と介護保険法からの出題であり、正答率は約7割となった。国民健康保険法も介護保険法も改正点が多く、十分な対策が求められる。本問は誤っているもの選びの問題で、その改正点が問われたため正答率が伸びたと考えられる。正解した人もすべての選択肢をチェックし、理解を深めておくこと。

問7は高齢者医療確保法、確定拠出年金法、確定給付企業年金法からの出題であったが、正答率は4割を下回った。肢別解答率をみると、BとEで迷った人が多かったようであるが、いずれもやや難易度が高く、正誤判断が難しかったと思われる。改めてテキストや解説に目を通し、理解できていない部分を明確にして復習しておこう。

問8は社会保険労務士法からの出題で、正答率は約4割に留まった。肢別解答率をみると、選択肢をあまり絞れなかった様子が見えるが、難易度がそこまで高い問題ではないので、もう少し得点が伸びることを期待していた。特に正解肢であるEは懲戒処分に関する内容であり、出題頻度は低くない。正確に覚えておく必要がある。解説に載せてある表やテキストを使って、丁寧に復習しておこう。

問9は各種統計データからの出題であり、正答率は約1割となった。統計データはすべての数値を覚えることは不可能であるため、まずは増加傾向なのか減少傾向なのかといったおおまかな流れや過去最高、過去最低など特徴的な動きをおさえておくことから始めていきたい。逆に言えば、これ以上に細かい内容が出た場合は、多くの受験生が解くことができず、差がつかないので気にすることはない。統計データは深追いしすぎず、直前講習などのテキストを使いながら効率的に学習することが攻略への近道といえる。

問10は不服申立てに関する問題であり、正答率は7割を超えていた。一般常識としても各科目としても出題される可能性があり、横断的に学習をしておきたいところである。正解した人も解説やテキストを使って復習しておいてほしい。

最後に、一般常識全体に対してだが、今年の試験では今年の改正点だけでなく昨年の改正点からの出題も予想されるため、法改正対策も手を抜くことはできない。もちろん、白書・労働経済データからの問題も出題される可能性は低くない。一般常識は、誰もが苦手とする科目であるが、合格のためにはここで基準点を何と少しでもクリアしなければならない。主要科目の学習を優先するのはやむを得ないが、一般常識も答練や模試で出題された問題を中心に学習を行ってほしい。今回の答練は正答率が4割を下回る問題が目立ったが、ちょっとした理解で点が伸びるはずである。最後のひと踏ん張りに期待している。

選択式 総評

選択式については、5問すべてにおいて平均点が3点に届かないという結果となり、全体的に振るわなかった。『労働に関する一般常識』及び『社会保険に関する一般常識』は、どちらも出題内容が他の科目に比べ予測が付きづらいため、受講生の頭を悩ませるところであるが、基準点割れをしないことを念頭に置いた対策をとらなくてはならない。そのためには、比較的対策の取りやすい法令分野で確実に得点できるようにしておく必要がある。特に今年、昨年の法改正部分は丁寧な学習が求められる。その上で、厚生労働白書や各種統計数値について、広く浅く対策を取っておきたい。他の受験生が得点できるであろうレベルの問題を確実に得点できる『守り』の学習が大切となる。

個別の問題をみていくと、まず問1は障害者雇用促進法と女性活躍推進法からの出題であった。A、C、Eが正答率5割程度であり、もう一步のところまで来ていることがうかがえるが、出題されているのが目的条文であるため、確実に得点しておきたい。主要な法令でなくても目的条文の正答率は高くなるので、失点は命取りになりかねない。今回、間違えた人はもちろん、自信を持って解けなかった人も確実に復習しておくこと。Eは「㉔男女の人権」が正解となるが、前後の条文に「男性」に関係する内容がないため引っかけやすい。女性活躍推進法は、第2条2項でも女性だけでなく、男性の家庭生活に関することが書かれているなど、男性に関する内容もあるのでテキスト等で確認しておくといだろう。

問2は、法改正があった職業安定法と障害者雇用促進法に関する問題であったが、この問題も平均点は3点に届かなかった。法改正がそのまま出題されているため、確実に得点しておきたい。数値に関する問題は、前後の文章から推測することが難しく、覚えているかどうかだけの勝負になりやすい。条文中の数値については、似たような数値があっても惑わされないくらいにしっかりと覚えておこう。

問3はいろいろな法令からの出題であった。まず、Cは法改正があった箇所なので、失点すれば命取りとなる。この時期なので、一般常識の各法令の法改正対策も確実に済ませておきたい。国民健康保険法は出題頻度が高いうえに法改正の内容も多いので、特に法改正講座などのテキストを活用し、ていねいに復習しておくこと。Aは労働者派遣法からの出題であるが、派遣労働者のキャリアアップは社会的に関心が高い内容である。解説の「確認事項」もチェックして理解を深めておいてほしい。この内容が理解できていれば、「㉔有期雇用派遣労働者」は外せたはずである。

問4は介護保険法と確定拠出年金法からの出題であった。この問題も法改正を絡めているため、法改正対策が十分でないと苦戦したかもしれない。ただ、法改正に関係なくAで「⑩介護サービス」を選んで間違えた人は、もう少し粘り強く解答する癖をつけてほしい。仮に、Aに「介護サービス」が入る場合、Aの前後の条文は「要介護者であって、主として長期にわたり介護サービスが必要である者」となる。要介護者であれば、長期にわたり介護サービスが必要であり、適切な内容でないことがわかるはずである。覚えていない条文であっても入る可能性のある選択肢を丁寧に比較しながら、少しでも確率を上げる粘り強さが選択式攻略には不可欠である。今までも答練の総評で伝えてきたことだが、改めて、粘り強く解答する力を養うことの重要性を伝えておく。気を引き締めて、1問1問に取り組んでほしい。C以降の確定拠出年金法については、個人型確定拠出年金の適用拡大について社会的に関心が高く、注意が必要である。

問5は国民健康保険法、高齢者医療確保法、介護保険法に関する数値の問題であり、法改正も関連した重要な問題である。知っているかどうかだけの勝負なので、間違えてしまった人、自信を持って答えられなかった人は確実に復習し、完璧に覚えておくこと。今回出題された数値については、選択肢がなくても答えられるレベルで暗記しておくとういだろう。

最後に全体を通してだが、今回の一般常識の答練では昨年、今年の法改正で狙われやすい箇所を抽出して問題の作成をしている。得点の振るわなかった人は、法改正対策をすることで、得点が伸びるであろう。復習さえできれば一般常識の改正箇所を的確に身に付けることができるので、「復習＝学習効果が高い＝一般常識の得点アップ」と思って励んでいただきたい。

合格できるレベルまで追い込んで学習を進めてきた受験生ほど、合否は一般常識のでき次第で決まると言っても差し支えない。このことをもっと強く意識する必要がある。学習したことがそのままずばり出題される可能性は高くなく、時間対効果の小さい科目であるが、最終ラインにどこまで目を通せるかで結果が変わってくる。

難問奇問には、いわゆる救済措置がおこなわれることもあるが、このことはあまり考えず、どのような問題であれ3点を確保するという意欲が必要である。他の科目でも書いてきたことだが、そのためには粘り強く、1つ1つの選択肢を絞っていく心構えが必要である。前後の文章や単語から推測して正解を導き出す術を問題を解く中で身に付けてほしい。これから暑い季節になっていくが、体調には十分に気をつけつつ、気を抜かずに頑張してほしい。ゴールはもうすぐだ。

択一式 正答率 & 得点状況

*点数配分:1問1点で10点満点

問題	正答率	○or×
問1	50%	
問2	71%	
問3	54%	
問4	29%	
問5	61%	
問6	68%	
問7	32%	
問8	39%	
問9	11%	
問10	75%	

- 正答率60%以上
- 正答率40%以上60%未満
- 正答率40%未満

☆最優先補強箇所 (正答率60%以上の問題)

以下の問題の中で正解できなかった問題に×を付け重点的に復習

	問2		
問5	問6		
	問10		

☆次順位補強箇所 (正答率40%~59%の問題)

以下の問題の中で正解できなかった問題に×を付け重点的に復習

問1		問3	

受講者平均点

4.9 点

あなたの得点

 点

択一式 得点分布集計

	総得点	割合	割合累計	あなたの ポジション ニング
Sランク	7点以上	17.9%	17.9%	
Aランク	6点	25.0%	42.9%	
Bランク	5点	10.7%	53.6%	
Cランク	4点	21.4%	75.0%	
Dランク	3点以下	25.0%	100.0%	

最高得点

9 点

あなたの得点の欄に○をつける ↑↑

選択式

正答率 & 得点状況

*点数配分:1選択肢1点=各問5点、全部で25点満点

	A		B		C		D		E		受講者平均点	あなたの得点
	正答率	○or×	正答率	○or×	正答率	○or×	正答率	○or×	正答率	○or×		
問1	50%		39%		54%		71%		50%		2.6 点	点
問2	75%		71%		36%		36%		50%		2.7 点	点
問3	43%		96%		68%		32%		43%		2.8 点	点
問4	50%		57%		46%		75%		46%		2.7 点	点
問5	86%		39%		68%		14%		43%		2.5 点	点

正答率60%以上
受講者平均点3.3点以上

正答率40%以上60%未満
受講者平均点2.8点以上3.3点未満

正答率40%未満
受講者平均点2.8点未満

受講者平均総得点

13.4 点

あなたの総得点

点

選択式 得点分布集計

	総得点	割合	割合累計	あなたの ポジション ニング
Sランク	18点以上	17.9%	17.9%	
Aランク	14~17点	25.0%	42.9%	
Bランク	13点	17.8%	60.7%	
Cランク	11~12点	17.9%	78.6%	
Dランク	10点以下	21.4%	100.0%	

最高得点

20 点

あなたの得点の欄に○をつける ↑↑

選択式 チェック

プレミアム答練（一般常識）で取り上げた選択式の問題を以下に掲載しました。
A～Eの空欄で抜いた語句を で囲んでいますが、間違いやすい選択肢を、
 として の後に列挙しています。

例えば、問1の空欄Cは、 C 男女共同参画社会基本法 が正解ですが、
 ~~C 男女雇用機会均等法~~ の選択肢を
入れた方がいました。

逆に、 だけで、 がない箇所は、大半の方が正解できていたところであるといえます。

また、同じ空欄が数回、出てくるものについては、2箇所目以降の空欄を、
 のように網掛けし、「間違いやすい選択肢」は省きました。

正しい選択肢を“認識”すると同時に、間違いやすい選択肢も“確認”し、再度、チェックしてみてください。

⇒ 正解

⇒ 不正解・・・間違いやすい選択肢

〔問 1〕

- 1 障害者雇用促進法は、 A 障害者
 ~~A 身体障害者又は精神障害者~~ ~~A 身体障害者又は知的障害者~~ の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がある有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、
 B 職業リハビリテーション ~~B 雇用環境の改善~~
 ~~B 差別の撤廃~~ の措置その他障害者があるその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とする。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」という。）は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、
 C 男女共同参画社会基本法 ~~C 男女雇用機会均等法~~ の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針

及び事業主の D 行動計画 ~~D 経営方針~~ の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって

E 男女の人権 ~~E 女性の活躍の場~~ が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

[問 2]

- 1 職業安定法によると、労働者供給事業者の許可の有効期間は、 A 3年 ~~A 5年~~ (更新後 B 5年 ~~B 3年~~ ~~B 6年~~) である。
- 2 職業安定法によると、有料職業紹介事業者が、許可の有効期間の更新を受けようとする場合は、有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書を、当該許可の有効期間が満了する日の C 3月 ~~C 30日~~ ~~C 2月~~ ~~C 6月~~ 前までに厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 障害者雇用促進法によると、平成 30 年 4 月からの国・地方公共団体に係る法定雇用率（障害者雇用率）は、 D 100 分の 2.5 ~~D 100 分の 2.2~~ ~~D 100 分の 2.4~~ である。
- 4 障害者雇用促進法によると、一般事業主が雇用する障害者数を算定するに当たり、精神障害者である短時間労働者については、平成 35 年 3 月 31 日までに一定の要件に該当する者については、その 1 人をもって、 E 1人 ~~E 0.5人~~ ~~E 2人~~ の対象障害者である労働者とみなして算定する。

[問 3]

- 1 労働者派遣法によると、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。この場合において、当該派遣労働者が A 無期雇用派遣労働者 ~~A 常用型派遣労働者~~ ~~A 有期雇用派遣労働者~~ であるときは、当該 A 無期雇用派遣労働者 がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮しなければならない。
- 2 育児介護休業法によると、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休

業に係る対象家族が次のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、介護休業取得の申出をすることができない。

①当該対象家族について 3回の介護休業をした場合

②当該対象家族について介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、2回以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。）が **B 93日** に達している場合

3 国民健康保険法において、**C 都道府県**

~~C 都道府県及び市町村~~ ~~C 国~~ は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。

4 確定拠出年金法において、**D 1年間** ~~D 厚生年金基金~~

~~D 国民年金基金~~ の個人型年金加入者掛金の額の総額は、拠出限度額を超えてはならない。拠出限度額とは、**D 1年間** に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別（第1号加入者、第2号加入者又は第3号加入者の区別をいう。）及び

E 国民年金基金 ~~E 1年間~~ ~~E 国民年金~~ の掛金の額を勘案して政令で定める額をいう。

〔問 4〕

1 介護保険法において「介護医療院」とは、要介護者であつて、主として長期にわたり **A 療養** ~~A 入院~~ ~~A 介護サービス~~ が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、**B 都道府県知事** ~~B 厚生労働大臣~~ の許可を受けたものをいう。

2 企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）における事業主掛金について、事業主は、年1回以上、定期的に掛金を拠出することとされたが、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、

C 12月から翌年11月 ~~C 4月から翌年3月~~ までの12月間を単位として拠出するものとされるとともに、企業型年金規約で定めるところにより、

企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することもできるものとされた。

- 3 確定拠出年金における個人型年金に係る脱退一時金の支給対象となるための要件のひとつとして、通算拠出期間が1年以上3年以下であること又は個人別管理資産の額が 以下であることが必要である。
- 4 確定拠出年金法第48条の3によると、企業年金連合会は、確定給付企業年金法の規定による業務のほか、事業主からの委託を受けて、情報収集等業務及び を行うことができる。

[問 5]

- 1 国民健康保険法によると、国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、療養の給付等に要する費用等について、その100分の を負担するものとしている。
- 2 国民健康保険法における市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうちの基礎賦課額は、 万円を超えることはできないと規定している。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律によると、保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあっては、市町村。以下この節において同じ。）は、特定健康診査等基本指針に即して、 年ごとに、 年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律によると、後期高齢者医療に係る保険料の賦課限度額は、 万円に引き上げられた。
- 5 介護保険法において、要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、当該要介護認定の更新の申請をすることができる。当該更新の認定を受けた場合の有効期間は、原則12月であるが、介護認定審査会の意見に基づき必要と認める場合は、最長で 月とされている。

選択式 肢別解答率表

※ 網掛＝正解肢

	正解	正答率 (全)	肢別解答率																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
問1	A	17	50	0	0	0	0	0	18	0	4	0	0	0	0	0	4	0	50	25	0	0
	B	9	39	0	0	0	4	0	0	39	0	39	0	11	0	0	0	0	0	4	0	0
	C	20	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	7	0	36	0	0	54
	D	5	71	0	14	0	4	71	0	0	0	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0
	E	14	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	0	0	0	0	0
問2	A	14	75	0	0	0	0	4	0	0	0	7	0	0	0	4	75	0	0	11	0	0
	B	17	71	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	11	0	0	71	11	0
	C	7	36	0	4	32	0	14	0	36	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	D	4	36	0	0	0	36	4	0	0	0	0	0	0	29	0	0	29	0	0	0	4
	E	11	50	29	0	0	0	0	11	0	0	0	0	50	4	0	0	0	0	0	0	7
問3	A	6	43	0	4	25	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0
	B	14	96	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	96	0	0	0	0	0
	C	13	68	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	11	4	68	0	0	0	0	0	0
	D	5	32	18	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	43	0	0	0	0	7	0	0
	E	12	43	7	0	0	0	11	0	0	0	0	21	0	43	0	0	0	7	4	4	0
問4	A	17	50	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	32	0
	B	13	57	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	4	57	0	0	0	0	0	0
	C	15	46	0	0	36	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	46	0	0	7	0
	D	8	75	0	11	0	0	0	0	0	75	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
	E	10	46	7	0	0	14	0	25	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0
問5	A	11	86	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	16	39	0	0	0	0	4	4	0	4	4	11	0	4	0	4	4	39	4	0	4
	C	4	68	14	0	7	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	D	19	14	0	0	4	0	0	4	18	0	0	4	4	0	4	14	7	7	0	0	14
	E	12	43	0	4	0	4	0	4	0	0	32	0	4	43	0	0	0	0	0	0	0

択一式 肢別解答率表

※ 網掛＝正解肢

科目	正解	正答率 (全)	肢別解答率					
			A	B	C	D	E	
一般常識	1	E	50	18	18	7	7	50
	2	C	71	7	0	71	14	7
	3	C	54	4	7	54	21	14
	4	E	29	46	7	11	7	29
	5	A	61	61	18	21	0	0
	6	D	68	14	4	14	68	0
	7	B	32	7	32	4	18	39
	8	E	39	18	14	21	7	39
	9	C	11	25	46	11	7	11
	10	D	75	11	0	14	75	0